

## 「教育資金の贈与の非課税」及び「住宅取得等資金の贈与の非課税」について

この度は、「相続税の準備対策あんしんキット」をご購入いただきまして誠にありがとうございます。税制改正により、本解説書記載の「教育資金の贈与に係る非課税」及び「住宅取得等資金の贈与に係る非課税」について、一部改正がございましたことをご案内申し上げます。ご迷惑をおかけ致しますが、下記の箇所を読み替えて、ご使用いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 「教育資金の一括贈与時の非課税」の適用期限が平成 31 年 12 月 31 日まで延長されました (P35、54)。

<読み替え箇所> 適用期限の「平成 27 年 12 月 31 日」を「平成 31 年 12 月 31 日」

2. 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」の適用期限が平成 33 年 12 月 31 日まで延長され、非課税限度額に係る住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結期間が、以下のとおりとされました (P36、55)。

<読み替え箇所> 適用期限の「平成 26 年 12 月 31 日」を「平成 33 年 12 月 31 日」

## イ 下記ロ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日	1,200 万円	700 万円
平成 32 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	1,000 万円	500 万円
平成 33 年 4 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日	800 万円	300 万円

## ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円
平成 32 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
平成 33 年 4 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円

※「震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税」についても適用期限が平成 33 年 12 月 31 日まで延長されました。

詳しくは、国税庁ホームページ等でご確認ください。